

# 捜査へのご協力のお願い

## 事情聴取

被害状況や犯人についてお聞きします。時間がかかる場合や何度も様々な角度から確認することもあります。事実を明らかにするため、必要がありおたずねするものですのでご理解ください。

## 実況見分・再現見分

実況見分は、犯罪や交通事故があった場所を特定したり、犯行に使われた物を計測するなどし、記録することで、犯罪等を立証する証拠とします。正確に行なわれたことを証明するため、立ち会っていただき、説明をお願いすることがありますので協力をお願いします。

再現見分は、被害者等を立会人として、立会人の指示に従って被害時の状況を再現して記録し、証拠とするものです（事案によっては人形を使用して再現する場合があります）。

いずれの場合も、正確に行われたことを証明するため、立会人を入れた写真を撮らせていただく場合があります。

## 証拠品の提出

事件に関係する物は、事実を立証する証拠として提出していただくことがあります。提出していただいた物は必要に応じて検察庁に引き継ぐため長期間お預かりする場合があります。早期に返還を希望される場合等は担当警察官へご相談ください。

## 犯人か否かの確認

犯人の可能性のある人物がいた場合、犯人に間違いがないか、警察署でその人物の顔や姿を確認していただくことがあります。相手方からは見えない特殊な鏡を使いますので、犯人と直接顔を合わせることはありません。また、何枚かの顔写真の中から、犯人の写真が含まれているか、確認していただく場合があります。犯人を特定するうえで重要な捜査ですので協力をお願いします。

なお、不安な点があれば、担当警察官にご相談ください。

